

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 藤岡地域づくり推進課

許認可等の内容		栃木市藤岡城山コミュニティセンター使用料の減免に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例第8条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例施行規則第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例施行規則抜粋</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、栃木市藤岡城山コミュニティセンター使用料減免申請書(別記様式第5号)を、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第8条の規定により使用料を免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 市が公的に利用する場合</p> <p>(2) 市長が特に必要と認める場合</p>	